

第7期 福岡市男女共同参画審議会（第1回）議事録

1. 開催日時 平成29年1月26日（木）13:00～14:30
2. 場 所 天神ツインビル 402研修室
3. 出席者 (出席委員 14名)  
池内委員、石内委員、石川委員、石田委員、石森委員、大久保委員、  
甲斐委員、北村委員、寺下委員、藤委員、中村委員、広崎委員、  
増川委員、益村委員  
(欠席委員 2名)  
竹島委員、森川委員  
(福岡市 6名)  
市民局長 外5名
4. 傍聴人 2名
5. 議 題 (1) 会長・副会長の選任について  
(2) 苦情処理部会の設置について  
(3) 「福岡市男女共同参画基本計画（第3次）」の進行管理及び実施状況  
評価について
6. 議事概要 (○…委員 △…事務局)

**【議題1 会長・副会長の選任について】**

- 会長は、これまでも学識経験者の方に就任いただいていたようなので、男女共同参画や女子活躍などについても、長く研究テーマとされている九州産業大学の益村委員にお願いしてはどうか。

(異議なし) 会長は益村委員に決定

- 福岡市男女共同参画を推進する条例第30条第3項の規定に基づき、会長の職務代理人として副会長を選出したい。

会長があらかじめ指名することとなっている。副会長は、中村委員にお願いしたい。

(異議なし) 副会長は中村委員に決定

## 【議題2 苦情処理部会の設置について】

- △ <資料1により、苦情処理制度について説明し、今までどおり苦情処理部会を設置することを提案 >

- 苦情申し立ては、外国籍の方や観光客は対象になるのか。

- △ 外国籍の方でも、福岡市内に住所を有しているか、通勤・通学していれば対象。観光客は対象外。

- 審査請求がなされている事案は対象外となっているが、再調査請求中の事案は、含まれるのか。

- △ 後ほど確認する。

- 事務局案のとおり、苦情処理部会を設置してよろしいか。

(異議なし)

- それでは、苦情処理部会を設置することとする。部会に属する委員は、条例第32条第2項により、委員のうちから会長が指名することとなっている。弁護士の石田委員、PTA協議会副会長の大久保委員、福岡商工会議所専務理事の中村委員、公募委員の広崎委員、九州産業大学国際文化学部臨床心理学科准教授の森川委員を指名する。

- 条例第32条第3項により、「部会長は委員の互選による」となっているため、苦情処理部会の委員は、本審議会終了後に残っていただき、部会長を選出していただきたい。

**【議題3 「福岡市男女共同参画基本計画（第3次）」の進行管理及び実施状況評価について】**

△ <資料2により福岡市男女共同参画基本計画（第3次）について説明>

○ 数値目標として「女性委員のいない審議会等」は“解消”となっているが、現状値は“0”となっている。違いがあるのか。

△ “解消”と“0”は同じである。計画策定時は「女性委員のいない審議会等」は2つあったが、現状値は“0”となったものである。

○ 数値目標は現状を参考に設定したと思うが、この目標値が高いのか低いのか評価しづらい。他都市等と比較して設定したのか。

△ 数値目標は、第6期の審議会において、福岡市の現状や他都市の状況からどの程度の水準を目指すべきかをご審議いただき設定している。

△ 皆様には、第3次基本計画の今後の進捗状況をみていただき、どう施策に反映していくのかご意見を伺っていきたい。

△ 参考までに、「市の審議会等委員への女性の参画率」は、自治体によって集計方法が異なるが、20の政令市中福岡市は10番目である。

○ 「社会全体で見た場合の男女の地位の平等感」の数値目標は全体での数値、「固定的性別役割分担意識の解消度」は男女別の数値になっているのはなぜか。

△ 「固定的性別役割分担意識の解消度」は、従前、男女で差が大きかったという経緯もあり、男女別の目標値としている。「社会全体で見た場合の男女の地位の平等感」は、第2次基本計画の目標値を引き継いだものである。

○ 「重点的に取り組む施策」とあるが、予算が多いということか。

△ 市の状況を踏まえて定めており、予算が多いということではない。

○ 基本目標6「男女共同参画の視点に立った地域防災の推進」が、重点的に取り組む施策にはなっていない。昨年4月の熊本地震をうけて、施策へ反映したり、重点的に取り組む施策として追加はしないのか。

△ 「男女共同参画の視点に立った地域防災の推進」は第3次基本計画から施策の方向に追加したものである。平成28年3月の策定時点では、熊本地震が起こっておらず重点的に取り組む施策にはなっていないが、重要な施策であると認識しており、今後しっかり取組を行っていきたいと考えている。

○ 「重点的に取り組む施策」は6項目となっているが、体系図の「施策の方向」の「重点的に取り組む施策」は11項目あり、数が一致していないのはなぜか。

△ 「重点的に取り組む施策」は大きく括って6項目としている。例えば、「1 働く場での女性活躍の推進」では、基本目標4 施策の方向1～3の3つともが当てはまることとなる。項目によっては、複数の施策の方向が「重点的に取り組む施策」になっているため、計11項目となる。

△ <資料3により福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の進行管理及び実施状況評価（案）について提案>

○ 事務局案では、部会制は取らないということだが、部会制だと、少人数のため意見は言いやすかった。部会を行わないのであれば、全体会の回数が増えるのか。短い時間で審議することにならないか。

△ 全体会を2回開催したいと考えている。第6期と異なり、全体会には、初めから各事業担当課も出席するため、その場で質問事項に回答することができ、審議時間は十分に確保できると考えている。また、第6期の委員より、「担当部会以外の項目についても意見を述べたい」「部会制で毎年2～3の同じ項目を審議することに徒労感がある」などの意見もあったため、部会制をとらずに全委員で審議していただいてはどうかという案である。

○ 評価を行う際には、施策に対する市民の満足度調査を行うなど、市民の意向を調べることも必要ではないか。

- 5年ごとに実施している「男女共同参画社会に関する意識調査」において、重点的に取り組む施策の実施状況に対する評価についての設問を設けるなどしてはどうか。
- 進行管理の流れや本日の審議会で検討すべき事項が、今回新しく委員になった方には分かりにくいと思う。今後の流れについて、事務局から説明してほしい。
- △ 例年、前年度の事業実績について、各事業担当課からの報告をとりまとめ、それを基に、7月頃に審議会を開催し、重点評価項目について審議会に評価をしていただいている。本日の審議会では、その評価の方法についてご審議いただくこととしている。
- 進行管理及び実施状況評価について、事務局案のとおりでよろしいか。

(異議なし)